第二節　日本国の企業内転勤者

1　この節の規定は、日本国の自然人であって、次に掲げる被用者の区分のいずれかに該当し、日本国の法人に雇用され、かつ、インドにおけるサービスの提供に関連し当該法人が所有し、又は支配する支店、代表事務所又は法人に一時的に転任するもの（「企業内転勤者」）について適用する。

(a)　経営者。「経営者」とは、長として支店若しくは一若しくは二以上の部門を管理し、又は他の監督者、専門家若しくは管理者である職員の活動を監督し、若しくは管理する者であって、当該職員を任命し、又は解任する権限を有し、及び日々の業務について裁量的な権限を行使することができるものをいう。

(b)　役員。「役員」とは、支店を含む法人において上級の地位にあり、主として経営を管理し、及び幅広い意思決定の権限を有する者であって、当該法人の役員会の構成員であるもの又は当該役員会若しくは当該法人の株主総会から管理を受けるものをいう。

(c)　専門家。「専門家」とは、組織の活動又は研究、設備、技術若しくは経営に関する高度の水準の資格及び知識を有する者をいい、公認された専門職能団体の構成員を含むことができる。

2　入国に関する査証の発給に係る基準を満たす企業内転勤者の入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従い、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく期間のいずれか短い期間、許可される。この滞在期間は、合計五年を超えない期間中、一年ごとに更新することができる。

第三節　契約に基づく日本国のサービス提供者

1　この節の規定は、法人の被用者であって、次のいずれかに該当するもの（「契約に基づくサービス提供者」）について適用する。

(a)　日本国に拠点を置く会社又は組合の被用者であって、当該会社又は組合とインドに所在する顧客との間の契約に基づいてサービスを提供することを目的として一年を超えない短い期間又は当該契約に基づく期間のいずれか短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

(b)　日本国に拠点を置く会社又は組合の被用者であって、インドに滞在することが資格及び免許の要件を満たすための不可欠の条件である場合においてこれらの要件を満たすことを目的として一年を超えない短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

2　1(a)及び(b)の規定に基づく入国の許可は、次に掲げるいずれかの分野において取得されるものとし、かつ、附属書六のインドの特定の約束に係る表において当該分野又は関係する小分野について規定する追加的な条件に従うものとする。

(a)　エンジニアリングのサービス
(b)　総合エンジニアリングのサービス
(c)　建築サービス
(d)　都市計画及び景観設計サービス
(e)　電子計算機サービス及び関連のサービス
(f)　研究及び開発のサービス
(g)　経営相談サービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
(h)　経営相談に関連するサービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
(i)　ホテル及び飲食店のサービス
(j)　旅行業サービス
(k)　観光客の案内サービス

3　契約に基づくサービス提供者の2に掲げる区分に基づくインドへの入国は、契約が既に締結されている特定のサービスの分野においてのみ認められる。被用者は、提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しているべきである。

4　契約に基づくサービス提供者の入国及び一時的な滞在は、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく期間のいずれか短い期間、許可される。ただし、出入国に関する適用可能な全ての措置に従うことを条件とする。

5　この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、必要な査証、当該査証に基づく入国及び一時的な滞在に附帯する条件並びに入国及び一時的な滞在に係る申請の裏付けとなる情報（例えば、契約の証明並びに提供するサービスに関連して必要な教育上及び職業上の資格（実務経験を含む。）を有することの証明を含む文書）に関する個別の要件が満たされることを条件とする。また、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従うものとする。

第四節　日本国の独立の自由職業家

1　この節の規定は、日本国の独立の自由職業家であって、次のいずれかに該当するものについて適用する。

(a)　自然人であって、インドに所在する顧客との間の契約に基づいてサービスを提供することを目的として十二箇月を超えない短い期間（この期間は、最大限三箇月間延長することができる。）又は当該契約に基づく期間のいずれか短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの。この場合において、当該自然人は、当該サービスを提供するために必要な学位及び資格を有し、並びに必要な場合には専門職能団体への登録を行っているものとし、当該サービスの提供に係る報酬は、当該自然人に対してのみ支払われなければならない。

(b)　自然人であって、インドに滞在することが資格及び免許の要件を満たすための不可欠の条件である場合においてこれらの要件を満たすことを目的として十二箇月を超えない短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

2　1(a)及び(b)の規定に基づく入国の許可は、次に掲げるいずれかの分野において取得されるものとし、かつ、附属書六のインドの特定の約束に係る表において当該分野又は関係する小分野について規定する追加的な条件に従うものとする。

(a)　会計及び簿記のサービス
(b)　エンジニアリングのサービス
(c)　総合エンジニアリングのサービス
(d)　建築サービス
(e)　都市計画及び景観設計サービス
(f)　電子計算機サービス及び関連のサービス
(g)　研究及び開発のサービス
(h)　経営相談サービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
(i)　経営相談に関連するサービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
(j)　ホテル及び飲食店のサービス
(k)　旅行業サービス
(l)　観光客の案内サービス

3　独立の自由職業家の2に掲げる区分に基づくインドへの入国は、契約が既に締結されている特定のサービスの分野においてのみ認められる。被用者は、提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しているべきである。

4　独立の自由職業家の入国及び一時的な滞在は、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく期間のいずれか短い期間、許可される。ただし、出入国に関する適用可能な全ての措置に従うことを条件とする。